

賃貸型応急住宅(みなし仮設)の入居支援

民間の賃貸アパートなどの入居費(家賃、敷金・礼金など)を支援します。
石川県だけでなく、富山県や福井県、新潟県の住宅も対象です。

■対象となる人

- 住宅が全壊、全焼または流出し、居住する住宅がない人
- 半壊(大規模半壊、中規模半壊を含む)であっても、住宅として再利用できないため、やむを得ず解体を行う人
- 二次災害などにより被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路など)が途絶している、避難指示などを受けているなど、長期にわたって居住できないと市が認める人
- 住宅の応急修理支援の利用者で、修理に必要な期間が1カ月を超えると見込まれる人(半壊以上の被害を受け、他の住居の確保が困難な人に限る)
- その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた人

■入居期間

入居開始から2年以内(応急修理支援を併用する場合は、最長で6月30日まで)

■住宅の条件

- 家賃が上限の金額を超えないもの(超過分の個人負担は認められません)
- 貸主から同意を得ているもの
- 不動産事業者(仲介業者)があつた住宅であること
- 耐震性が確保された住宅であること

【参考】石川県内の住宅の上限額

世帯の人数	金沢市、野々市市	金沢市、野々市市 以外の市町
1人	6万円	6万円
2人	8万円	
3~4人	10万円	8万円
5人以上	12万円	11万円

※富山県および福井県、新潟県の住宅の上限額は、市ホームページでご確認ください。

■申請先

総合支援窓口(パトリア4階フォーラム七尾 多目的ホール)
申請書類は市ホームページからダウンロードすることもできます。

問 都市建築課 ☎53-8429

住宅支援の最新情報はこちら



建設型応急住宅
(仮設住宅)



賃貸型応急住宅
(みなし仮設)



応急修理支援

建設型応急住宅(仮設住宅)への入居支援

一次募集は2月18日で終了しました。

現在、七尾95戸、田鶴浜66戸の増設が決定しています。
二次募集のご案内(3月中旬予定)までしばらくお待ちください。

■対象となる人

- 住宅が全壊、全焼または流出し、居住する住宅がない人
- 半壊(大規模半壊、中規模半壊を含む)であっても、住宅として再利用できないため、やむを得ず解体を行う人
- 二次災害などにより被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路など)が途絶している、避難指示などを受けているなど、長期にわたって居住できないと市が認める人

■入居期間

原則、仮設住宅ごとの入居可能日から最長2年間で、家賃と駐車場料金は無料
※2年以内に新しい住居を確保していただく必要があります。

■その他

- 入居の決定は先着順ではありません。
申し込み多数の場合、市が公開による代理抽選を行います。
- ペットは原則、室内での飼育のみ可能です。近隣の皆さんに迷惑が掛からないようにしてください。

問 都市建築課 ☎53-8429

被災住宅の応急修理支援

屋根や床、壁などの日常生活に必要な不可欠な部分の修理費用を支援します。

- 申請前の修理も対象となりますが、「修理箇所が分かる着工前後の写真」が必要です。
忘れずに撮影してください。写真のないものは、対象外となる可能性があります。
- 修理費用は、限度額までの範囲内で、市が業者に直接支払います。

■対象となる住宅

- 次の全てに当てはまるもの
- 被害を受けた時点で住んでいた建物(空き家や倉庫、店舗などは対象外)
 - り災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊のいずれかに判定

■修理箇所 ※詳細は要相談

屋根、壁、床、ドアなどの開口部、トイレ、上下水道配管など日常生活に不可欠な部分

■限度額(1世帯あたり)

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊	70万6千円
準半壊	34万3千円

■申請期限

12月31日(火)

■申請先

総合支援窓口(パトリア4階フォーラム七尾 多目的ホール)

問 都市建築課 ☎53-8429